

理事会運営規程

平成22年 5月23日 制 定

平成23年 3月12日 一部改定

令和 5年 4月12日 一部改定

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、一般社団法人北海道放射線技師会（以下「当法人」という。）の定款第38条に基づき、当法人の理事会に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(理事会の種類)

第2条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 定時理事会は、年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 定款第34条第2項の規定により招集したとき。
 - (3) 定款第34条第4項の規定により、理事及び監事の全員の同意があったとき。

(理事会の構成)

第3条 理事会は、すべての理事及び監事をもって構成する。

- 2 名誉会員は理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。
- 3 理事が会議に出席できない場合は、次の者は会議に出席することができる。
 - (1) 理事が退任したとき、会長が当該支部の役員との協議により指名された者。
(指名出席者という)
 - (2) 理事が会議に出席できないとき、当該理事が会議に出席する者に関する申請書により指定した者（申請出席者という）
 - (3) 前各号の出席者は、表決権を有しない。
 - (4) 前 (1) (2) 号の出席者は、議長の求めに応じて発言することができる。

第2章 理事会の招集

(招集者)

第4条 理事会は、会長が招集する。ただし、第2条第3項(2)(3)の場合を除く。

- 2 第2条第3項(2)による場合は、副会長が、同条第3項(3)による場合は、各理事又は監事が招集する。

(招集通知)

第5条 定款第34条第3号により招集する。

- 2 会長は、前項の文書による通知の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。
- 3 定款第34条第4号により、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

第3章 理事会の議事

(理事会の議長)

第6条 理事会の議長は、定款第35条により出席理事より議長1名、副議長1名を選出する。

(定足数)

第7条 理事会は定款第36条第1項の規定により、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(理事会の決議方法)

第8条 定款第36条第1項により、理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席しその過半数をもって行う。ただし、その決議に特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

- 2 前項前段の場合において、議長は、理事会の議決に理事として表決に加わることはできない。

(議決権の代理行使禁止)

第9条 理事会に出席できない理事は、委任状その他の代理権を証明する書面をもって、他の理事を代理人としその議決権を代理行使させることはできない。

(書面による議決権行使禁止)

第10条 理事会に出席しない理事は、書面で議決権を行使することはできない。

(決議の省略)

第11条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

2 前項の電磁的記録とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）施行規則第89条に定めるものをいう。

(報告の省略)

第12条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第21条第1項の規定による報告については、適用しない。

(監事の出席)

第13条 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(関係者の出席)

第14条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(議事録)

第15条 定款第37条の規定に基づき、法令で定めるところにより書面をもって議事録を作成し、出席した会長及び監事がこれに署名または記名押印しなければならない。

2 前項の記載事項は次のとおりとする。

- (1) 開催された日時及び場所
- (2) 議事の経過の要領及びその結果
- (3) 議長の氏名

(議事録の配布)

第16条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

第4章 理事会の権限

(権 限)

第17条 理事会は、当法人の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに会長、副会長及び常務理事の選定及び解職を行う。

(役員を選定方法)

第18条 理事会は、前条に規定する会長を決定するに当たり、出席理事の過半数の同意に基づき会長候補者を選出し、会長候補者の意向を踏まえ、副会長及び常務理事候補者も選出し、本人の同意を得て推挙し、出席理事の過半数の同意を得て選定する。

(役員解任)

第19条 役員解任は定款第29条の規定に基づき実施する。

(決議事項)

第20条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 定款第33条定める事項
- (2) 事業報告及び計算書類の承認
- (3) 事業計画書及び収支予算書等の承認
- (4) その他業務執行に関し理事会が必要と認める事項

(報告事項)

第21条 会長並びに常務理事は、毎事業年度ごとに2回以上、職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

- 2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第22条 理事会の事務局には、事務職員が当たる。

- 1 この規程を改廃するときは、理事会の決議によらなければならない。
- 2 この規程は、一般社団法人の設立の登記の日（平成22年11月1日）から施行する。
- 3 この規定は、平成23年3月12日に一部改定し同日より施行する。
- 4 この規程は、令和5年4月12日に一部改定し同日より施行する。